

2023年9月27日

家族記名者付個人正会員様
副記名者付法人正会員様

PGMプロパティーズ株式会社
たけべの森ゴルフ倶楽部
支配人 麻植 修一

会則一部変更についてのお知らせ

謹啓、会員の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブの運営についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、家族記名者（以下、「記名者」という。）または副記名者（以下、「記名者」という。）にお支払い頂いております年会費につきましては、2024年から記名者を登録している正会員の年会費として正会員にお支払いいただきます。これに伴い会則を一部変更させていただくことになりましたので、本書をもってお知らせいたします。なお、年会費請求先変更の変更理由、これらの会則一部変更の内容及び変更の効力発生日につきましては、下記に記載いたしましたので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 年会費請求先変更について

<変更理由>

現行は記名者に対して17,600円（消費税込）の年会費を請求しておりますが、記名者を登録するか否かの選択権は正会員にあり、記名者はあくまで正会員が会員資格を有し、会員としての義務を果たしている間に限り会則第5条第6項または第7項に定める内容で施設利用ができるのみであり、会則第9条第2項に定める正会員が会員資格を喪失した場合、記名者は当然にその資格を喪失します。記名者は正会員が主体となっている制度であることから、2024年以降、記名者を登録した正会員の年会費は52,800円（消費税込）とさせていただきます。2024年以降、記名者には年会費を請求いたしません。

2. 会則一部変更について

<記名者の年会費請求および権利>

上記1. 2024年以降は、会則別紙2、別紙3-②、別紙6-①、別紙7のとおり記名者を登録した正会員の年会費は52,800円（消費税込）となり、記名者から年会費はいただきません。なお、記名者は会則第5条第6、7項に定めるとおりの内容でゴルフ場を利用していただけて、現行の権利から何ら変更ございません。

<会則変更の効力発生日>

2024年1月1日

会則変更個所の詳細につきましては、会則別紙2、3-②、6-①、7の新旧対照表及び2024年1月1日の変更会則を同封いたしますとともに、ゴルフ場内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただけますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒709-3132

岡山県岡山市北区建部町中田 1046-1

たけべの森ゴルフ倶楽部 会員課

電話 086-722-2200

※今回のお知らせは、2023年9月1日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の売却や退会等されている場合はご容赦ください。